

各 部 局 長 殿  
各部局安全衛生管理室長 殿

環 境 安 全 本 部 長  
桐 野 豊

危険有害作業に従事する場合の資格等確認について

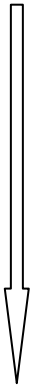
労働安全衛生法では、一定の危険有害作業に従事する場合、資格等を有しない者の就業は認められていません

については、教職員が出張時に、別紙「危険有害作業資格等確認表」に記載する作業に従事する場合は、下記の手続きに従って、所属する教室の管理責任者（指導教授等）が事前に当該作業に必要とされる資格等の確認を行うこととします。必要な資格等を有しないまま作業を行った場合は、重大な労働災害につながるおそれがあり、また、管理責任を有する者はその責任を問われることとなります。教職員が出張時当該作業に従事する場合は、本手続きを遵守するよう貴部局内に周知徹底をお願いいたします。

記

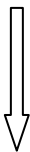
出張に伴い危険有害作業に従事する場合の手続き

申請者



1. 旅行（命令・依頼）申請書・報告書の「危険有害作業資格等確認表の添付」欄をチェックする。又は、旅行（命令・依頼）簿の備考欄に別紙「危険有害作業資格等確認表」の添付がある旨を明記する。
2. を記入する。
3. に 必要となる資格等を確認できる書類（免許の写し等）を添付する。
4. 又は と、 を併せて所属する教室の管理責任者（指導教授等）に提出する。  
必ず作業前に提出すること。

所属する教室の管理責任者（指導教授等）



1. 及び について、作業に必要な資格等の確認を行い、 の教室管理責任者確認印欄に押印する。  
必要となる資格等が確認できない場合は、申請された危険有害作業に従事させることはできない。

申請者

1. 又は と、 を併せて旅行（命令・依頼）申請の事務担当へ提出する。